

4 新旧対照表

(1) 呉市税条例

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第49条、第70条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第122条第1項又は第128条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号_____において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ__年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号_____に掲げる期間_____については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第49条、第70条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第122条第1項又は第128条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号_____において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、__年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間_____については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>

<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>に係る税額(次号に掲げるものを除く。)<u>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</u></p> <p>(6) <u>第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額<u>当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</u></p>
<p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)</p> <p>第33条の2 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し, その賦課した税額を変更し, 若しくは賦課する必要を認めた場合においては, <u>すでに第29条第1号ただし書若しくは第2号又は第30条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか, 直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)</u>を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては, 不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第32条の各納期限(納期限の延長があつたときは, その延長された納期限とする。次項において同じ。)<u>の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ, 年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については, 年7.3パーセント)</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>	<p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)</p> <p>第33条の2 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により <u>閲覧し, その賦課した税額を変更し, 若しくは賦課する必要を認めた場合には</u>, <u>すでに第29条第1号ただし書若しくは第2号又は第30条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか, 直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)</u>を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては, 不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第32条の各納期限(納期限の延長があつたときは, その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)<u>の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ, 年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については, 年7.3パーセント)</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 <u>第2項の場合において, 所得税の納税義務者が修正申告書を提出し, 又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り, これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)</u>をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付</p>

すべき税額を減少させるものに限る。これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項の_____申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)で_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)において、_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の__申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の_____申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額

	<p>更正が、<u>更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)</u>である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、<u>当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第33条の9 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても)同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他の不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をい</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第33条の9 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他の不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2</p>

う。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと_____)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

う。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第19条の3 削除

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 所得割の納税義務者が支払を受け
るべき外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律（昭
和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得
相互免除法」という。）第8条第2項に規定す
る特例適用利子等，外国居住者等所得相互免
除法第12条第5項に規定する特例適用利子等
又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2
項に規定する特例適用利子等については，第2
7条及び第28条の3の規定にかかわらず，他の
所得と区分し，その前年中の外国居住者等所
得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所
得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項
において準用する場合を含む。）に規定する
特例適用利子等の額（以下この項において「特
例適用利子等の額」という。）に対し，特例適
用利子等の額（次項第1号の規定により読み
替えられた第28条の2の規定の適用がある場
合には，その適用後の金額）に100分の3の税
率を乗じて計算した金額に相当する市民税の
所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には，次に定め
るところによる。

(1) 第28条の2の規定の適用については，同
条中「総所得金額」とあるのは，「総所得金
額，附則第19条の3第1項に規定する特例
適用利子等の額」とする。

(2) 第28条の5から第28条の7まで，第28条
の8第1項並びに附則第6条第1項，第6
条の3第1項及び第6条の3の2第1項の
規定の適用については，第28条の5中「所得
割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第
19条の3第1項の規定による市民税の所得
割の額」と，第28条の6第1項前段，第28条
の7，第28条の8第1項並びに附則第6条
第1項，第6条の3第1項及び第6条の3
の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額並びに附則第19条の3第1項の規
定による市民税の所得割の額」と，第28条の
6第1項後段中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び附則第19条の3第1項の
規定による市民税の所得割の額の合計額」
とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第28条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）

に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第28条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子

に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子

所得の金額，同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額，同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) (略)

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については，第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において，当該条約適用配当等については，第27条及び第28条の3の規定にかかわらず，他の所得と区分し，その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し，条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の2の規定の適用がある場合には，その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には，100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1) 第28条の2の規定の適用については，同条中「総所得金額」とあるのは，「総所得金額，附則第19条の4第3項 に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第28条の5から第28条の7まで，第28条の8第1項， 附則第6条第1項，附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については，第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項 の規定による市民税の所得割の額」と，第28条の6第1項前段，第28条の7，第28条の8第1項， 附則第6条第1項，附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

所得の金額，同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額，同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) (略)

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については，第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において，当該条約適用配当等については，同条及び第28条の3の規定にかかわらず，他の所得と区分し，その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し，条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の2の規定の適用がある場合には，その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には，100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1) 第28条の2の規定の適用については，同条中「総所得金額」とあるのは，「総所得金額，附則第19条の4第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第28条の5から第28条の7まで，第28条の8第1項並びに附則第6条第1項， 第6条の3第1項及び 第6条の3の2第1項の規定の適用については，第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と，第28条の6第1項前段，第28条の7，第28条の8第1項並びに附則第6条第1項， 第6条の3第1項及び 第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第19条の4第3項____の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項____の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第28条の8第1項中「第27条第4項」とあるのは「附則第19条の4第4項」とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第3項____に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は____配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第3項____に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項____の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第28条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の4第3項____に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条

第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

_____する。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第28条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の4第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条

約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第27条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第27条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(2) 呉市税条例の一部を改正する条例（付則第4条の規定による改正部分）

改正前	改正後												
付 則	付 則												
（市たばこ税に関する経過措置）	（市たばこ税に関する経過措置）												
第5条（略）	第5条（略）												
2～6（略）	2～6（略）												
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には，同項から前項までに規定するもののほか，新条例第12条，第87条第4項及び第5項，第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には，同項から前項までに規定するもののほか，新条例第12条，第87条第4項及び第5項，第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。												
(略)	(略)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第12条第3号</td> <td style="width: 50%;">第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</td> <td style="width: 30%;">平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限</td> <td></td> </tr> </table>	第12条第3号	第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限		第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第12条第3号</td> <td style="width: 50%;">第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 30%;">平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第12条第3号	第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限			
第12条第3号	第33条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限											
	第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限												
第12条第3号	第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限											
(略)	(略)												
8～14（略）	8～14（略）												